



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月19日火曜日 第2378号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	562
医師の指定.....	562
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	563
公共測量の終了の通知.....	563
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	563
建設業者の許可の取消し.....	563
道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....	564
道路の供用開始(").....	564
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	564
道路の区域変更(県道鳥首五十崎線).....	566
道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....	566

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... 566

教育委員会告示

博物館に相当する施設の指定..... 567

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... 567

政治団体の届出事項の異動の届出..... 567

政治団体の解散の届出..... 568

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第804号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年6月19日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ一式	愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年6月6日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	29,820,000円(月額)	一般競争入札	平成24年4月17日

○愛媛県告示第805号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成24年6月19日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	福 田 高 彦	今治市石井町4丁目5番5号	平成24年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 西 慶 生	東温市志津川	平成24年6月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	愛媛県立新居浜病院	中 石 真 行	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成24年6月1日
心臓・じん臓機能障害	内 科	野口眼科・内科・循環器内科	野 口 容 子	四国中央市曾根町1673-1	平成24年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	藤 本 和 弘	新居浜市南小松原13番27号	平成24年6月1日
呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	原 田 剛 佑	新居浜市南小松原13番27号	平成24年6月1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	毛 利 亮	今治市喜田村7丁目1番6号	平成24年6月1日

○愛媛県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市小松町大頭地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・大頭地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 6月20日から 7月18日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第807号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、株式会社タニグチから次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量・出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成23年 9月13日から
平成24年 6月 1日まで
- 3 作業地域 松山市北条地域

○愛媛県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 6月19日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遊 口 登志男	西条市船屋甲358 - 2
監 事	坪 井 正 実	西条市船屋甲620 - 1

○愛媛県告示第810号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな っ た 事 実
(般 - 23) 第 6630号	平成24年 3月 5日	藤元庭園	藤 元 重	宇和島市大超寺奥乙47 - 2	平成24年 5月15日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 19) 第 6973号	平成19年 12月 6日	徳工務店	宇都宮徳雄	北宇和郡鬼北町大字吉波699	平成24年 5月17日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 23) 第 4172号	平成23年 8月30日	(株)丸和組	宇都宮洋次	西予市宇和町明石1489	平成24年 5月31日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月19日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532 - 1
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	高 橋 一 夫	四国中央市上分町1239
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13
"	桑 城 政 子	四国中央市上分町505
"	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5
監 事	佐 藤 正 典	四国中央市妻鳥町2739 - 5
"	長 野 幹 男	四国中央市上分町98 - 4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532 - 1
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	高 橋 一 夫	四国中央市上分町1239
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	篠 永 薫	四国中央市上分町13
"	石 村 光 也	四国中央市上分町342 - 6
"	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	片 山 虎 市	四国中央市妻鳥町2974 - 2
監 事	長 野 幹 男	四国中央市上分町98 - 4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1

○愛媛県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区 間, 旧・新 別, 敷 地 の 員, 延 長, 備 考. Row 1: 県 道, 高茂岬船越線, 南宇和郡愛南町樽見358番2から同町樽見264番2まで, 旧, メートル 6.6~18.0, キロメートル 0.040. Row 2: 新, 11.2~18.0, 0.039.

○愛媛県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供 用 開 始 の 区 間, 供用開始の日. Row 1: 県 道, 高茂岬船越線, 南宇和郡愛南町樽見358番2から同町樽見264番2まで, 平成24年 6月20日.

○愛媛県告示第813号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月19日

愛媛県八幡浜保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社 浅田組
愛媛県宇和島市寄松甲154番地
代表取締役 浅田 春雄

2 事業場の名称及び所在地

依津玉津トンネル建設工事
愛媛県西予市明浜町依津 1 - 245 - 10

3 特定施設に関する事項

Table with 2 columns: 特定施設の種類, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第55号「生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント. 特定施設の能力: 25立方メートル毎時. 工事の着手予定年月日: 許可後直ちに. 工事の完成予定年月日: 着手後、30日. 使用開始の予定年月日: 完成の翌日. 特定施設の使用時間間隔: 間歇. 特定施設の1日当たりの使用時間: 4～5時間.

Table with 3 columns: 特定施設の使用の季節的変動の概要, 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）. Values include: なし, 水素イオン濃度（水素指数）通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0, 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 5.0 最大 10.0, 浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 2,500 最大 3,000, 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 5.0 最大 7.0, リン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 0.075 最大 1.0, 通常 24 最大 30.

備考 パッチャープラント洗浄水は、濁水処理施設にて処理後、再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

処理施設 1

Table with 2 columns: 設置年月日, 処理施設の種類, 処理施設の型式, 処理施設の構造. Values include: 沈殿槽, 沈殿槽, コンクリート製.

処理施設の主要寸法	縦5.000メートル 横1.300メートル 高さ1.000メートル		
処理施設の能力	1時間当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.500 最大 3.000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 92.2 最大 119.0	通常 92.2 最大 119.0

備考 沈殿槽で処理した汚水は、濁水処理施設にて処理する。

処理施設2

設 置 年 月 日	
処理施設の種 類	濁水処理施設
処理施設の型 式	スギジェット式シクナー
処理施設の構 造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦11.5メートル 横6.2メートル 高さ2.4メートル(周辺設備を含む)
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿+pH調整
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 124.8 最大 499.2	通常 124.8 最大 499.2

備考 沈殿槽にて処理したプラント洗浄水、坑内湧水、雨水及びトンネル掘削使用水の処理を行い、特定施設及びトンネル坑内使用水として再利用し、余剰水を放流する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 124.8 最大 499.2	

○愛媛県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎乙357番4から 同町五十崎甲1314番1まで	旧	メートル 5.0～14.9 及び 15.0～40.0	キロメートル 0.616 及び 0.160	
			新	5.0～14.9 及び 10.4～71.2	0.616 及び 0.743	

○愛媛県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1923番2から 同町惣川1920番2まで	平成24年 6月19日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月1日	特定非営利活動法人介護企画あき	白 神 敏 恵	松山市南江戸4丁目5番25号	この法人は、身体障害者、高齢者に対して、ゆったりとした環境の中、家庭的な雰囲気での生活が送れるよう共同生活型介護システムの運営事業と年齢を問わず社会との交流を必要とする人や集団生活になじめない子供たちに対して勉学、趣味生き甲斐等のサービスを提供する事業を行い、もって福祉社会の増進と実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月7日	特定非営利活動法人ふうしすてむ	川 崎 壽 洋	松山市木屋町3丁目12-7	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピュータやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定による博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

平成24年 6月19日

愛媛県教育委員会
委員長 松岡 義勝

- 1 設置者の名称
久万高原町
- 2 名称
町立久万美術館
- 3 所在地
上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地1442番地7
- 4 指定年月日
平成24年 6月 8日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年 6月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
後藤光雄後援会	高橋 資明	後藤 節子	四国中央市新宮町新瀬川1265	平成24年 5月 8日	
宮脇かおる後援会	岡田 兼藤	宮脇 三起子	越智郡上島町岩城3175	平成24年 5月17日	
石丸哲夫と語る会	石丸 哲夫	江原 敬治	松山市福角町甲643 - 5	平成24年 5月18日	
渡部伸二を東温市議会へ送り出す会	國元 雅弘	野中 玲子	松山市松前町3 - 2 - 2	平成24年 5月18日	
真鍋みきお後援会	真鍋 幹雄	真鍋 智恵美	四国中央市土居町北野1499	平成24年 5月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年 6月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県東温市第一支部	会計責任者	大西 和子	谷本 訓功	平成24年 5月 1日	政党の支部
政治結社男塾	会計責任者	中川 悟	樋口 敏幸	平成24年 5月 1日	
自由民主党新居浜支部	代表者	黒川 洋介	加藤 喜三男	平成24年 5月 7日	政党の支部
高須賀功後援会	代表者	牧 清行	重松 定幸	平成24年 5月 8日	
政治結社男塾	会計責任者	影内 輝雄	中川 悟	平成24年 5月16日	

自由民主党愛媛県林材業 関係支部	代 表 者	高 山 康 人	岡 田 志 朗	平成24年 5月17日	政党の支部
げんまさき後援会	政 治 団 体 の 名 称	げんまさき後援会	源正樹後援会	平成24年 5月23日	
	主たる事務所の所在地	西予市宇和町卯之町四丁目456	西予市宇和町卯之町五丁目349		
自由民主党愛媛県新居浜 市第三支部	会 計 責 任 者	古 川 拓 哉	古 川 弥 生	平成24年 5月24日	政党の支部
明恭会	会 計 責 任 者	佐々木 高 雄	安 村 弘 紀	平成24年 5月28日	
幸福実現党松山後援会	会 計 責 任 者	露 口 礼 子	檜 垣 雄 次	平成24年 5月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年 6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今治をほっとけない市民の会	鳥 井 洋	平成24年 3月31日